

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めます。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- マイナンバーカードを活用し薬剤情報や特定健診等の診療情報を取得・活用して診療等を行う体制を有しています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年12月から下記の通り診療報酬点数の算定が変更になります。

【初診時】

- 加算1 : 1点 (月に1回)

【再診時】

- 加算1 : 1点 (3月に1回)

※マイナンバーの利用の有無にかかわらず加算1点となります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。